

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱

令和2年4月2日中津市告示第141号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県立中津南高等学校耶馬溪校（以下「耶馬溪校」という。）の生徒確保及び維持存続並びに保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、公共交通機関等（路線バス及びスクールバスをいう。以下同じ。）を利用して通学する中津市に居住する耶馬溪校生の通学費用の一部を補助することについて、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する耶馬溪校生の保護者とする。

- (1) 中津市に住所を有し、現に居住する者
- (2) 耶馬溪校に公共交通機関等を利用して通学する者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のいずれかに該当する最も経済的な経路及び方法により通学する経費とする。

- (1) 年間を通じて、公共交通機関等の定期券を購入する経費。ただし、定期券の利用は最も近い3月31日を超えない日までとする。
- (2) 12月から2月までの間の通学日数を基準とした定期券を購入する経費（積雪、路面の凍結等に伴う通学の危険を回避するために購入する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から次の表の通学定期個人負担額の欄に掲げる額を控除した額とする。

区分	通学定期個人負担額
年間	80,000円
冬季	20,000円

2 転入等により、年度途中から補助対象者となったものの補助金額は、定期券を購入した金額から次の表の1月当たりの通学定期個人負担額の欄に掲げる額を利用月数に応じて控除した額とする。

1月当たりの通学定期個人負担額
7,300円（※ただし、3月分は7,000円とする。）

3 前2項が適用できない場合は、市長が別に定めるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、耶馬溪校通学支援補助金交付申請書（様式第1号）に、高等学校合格通知書の写し又は在学証明書及び市税納付状況確認承諾書を添え、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、耶馬溪校通学支援補助金交付（不交付）決定通知書兼耶馬溪校通学支援補助受給資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を速やかに申請者に通知するものとする。

（費用の支払等）

第7条 交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、定期券等を購入する際に、公共交通機関等に資格者証を提示し、定期券等の額から第4条に規定する通学定期個人負担額を公共交通機関等に支払うものとする。

2 公共交通機関等は、定期券等の額から前項の規定により交付決定者が当該公共交通機関等に支払った額を控除した額を、耶馬溪校通学支援補助金交付請求書（様式第3号）に、交付決定者に発行した定期券の写し等を添え、市長に請求するものとする。

3 前2項に規定する支払方法によらない場合は、交付決定者は、定期券等の額の全額を公共交通機関等に支払った後、耶馬溪校通学支援補助金交付請求書に、領収書の写し及び定期券の写しを

添え、市長に補助金の支払を請求するものとする。

4 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、請求書等の書類を審査し、適當と認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、第1項の規定により補助対象者が公共交通機関等に通学定期個人負担額を支払う前に、第4条の補助金の額の範囲内において必要と認められる額を公共交通機関等に支払うことができる。この場合において、公共交通機関等は、補助対象者からその負担額の全額が支払われたときは、速やかに精算書に、領収書の控えの写し等を添え、市長に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、耶馬溪校通学支援補助金変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 退学、休学等により定期券等を使用しなくなったとき。

2 交付決定者は、資格者証を喪失したときは、耶馬溪校通学支援補助受給資格者証再交付申請書（様式第5号）により、速やかに市長にその旨を届け出のうえ、資格者証の再交付を受けなければならない。

(補助金の額の変更等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、同項各号に該当するに至った日を基準として、日割により補助金の額を決定し、耶馬溪校通学支援補助金変更通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。この場合において、既に第7条第4項の規定による補助金の支払が行われているときは、当該補助金に係る精算を行うものとする。

2 前項の日割による補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件、補助事業等の遂行又は是正のための指示その他法令等に基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式（省略）